

全日本小学生バンドフェスティバル四国支部大会審査内規

第1条 この内規は、全日本小学生バンドフェスティバル四国支部大会実施規定第19条、第20条に基づき審査及び判定について定めるものである。

第2条 審査員は「技術」「表現」（「演出」も含む）の2項目について、それぞれ10段階で評価し、得点化する。

第3条 審査結果の処理は理事長から委嘱された判定委員会が行う。

2 判定委員会は、理事会がこれにあたる。

3 集計委員会は各県第三事業部長がこれにあたる。ただし、代理も認める。

第4条 判定委員会は審査員の評価に基づき、金賞・銀賞・銅賞の各賞にグループ分けをする。

第5条 第4条の結果、審査員の了承を得て、理事長が賞を決定する。

第6条 全日本小学生バンドフェスティバルへの四国支部代表の選出は、全日本小学生バンドフェスティバル四国支部大会実施規定第21条に基づき、次の通りとする。

(1) 第2条の各団体ごとの評価の総点の高位から順に代表を選出する。

(2) (1)で同位の場合には、全審査員に同点団体だけに同位がないように順位をつけてもらい、同点団体だけについて高位多数順として、それでも決まらない場合は審査員長の順位を優先する。

第7条 審査票は各団体に渡し、審査一覧表は出演団体に公表することができる。

第8条 この内規は理事会の決議により改定することができる。

※ 平成11年4月29日の総会にて、第2、4条、5条、6条を改定。

※ 平成13年4月29日の総会にて、第2条を改定。

※ 平成19年4月29日の総会にて、第4条を改定。

※ 平成30年4月29日の総会にて、第3条を改定。

※ 平成31年4月29日の総会にて、第1条を改定。

※ 令和2年4月29日の総会にて、第1条及び第6条を改定。

※ 令和4年4月29日の総会にて、第2条を改定。

※ 令和6年2月3日の理事会にて、第1条及び第6条を改定。